



福島医発第 2961 号 (地)

令和 3 年 2 月 19 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

学校における保健室が備えるべき備品等について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、別添のとおり文部科学省より日本医師会を通じて周知依頼がありました。

本通知は、学校における保健室が備えるべき備品については、社会の状況や学校の環境、児童生徒の健康問題等を踏まえ、内容や品目を適宜見直す必要があるとされており、今般、文部科学省において最低限、別紙のような備品を備えることが適当と示された旨を通知するものです。なお、品目、数量等については、学校の種別、規模などに応じて適宜措置するものとされております。

また、参考として示されている新旧対照表もご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしく願いいたします。

小郡三井医師会より

学校保健担当理事 田中英二
会長 島田昇二郎

(健 I 244)
令和3年2月5日

都道府県医師会
学校保健担当理事 殿

日本医師会
常任理事 渡辺 弘司
(公印省略)

「保健室の備品等について（通知）」の周知について（依頼）

今般、文部科学省初等中等教育健康教育・食育課より本会宛、「保健室の備品等について（通知）」の周知依頼がありました。

学校における保健室が備えるべき備品については、社会の状況や学校の環境、児童生徒の健康問題等を踏まえ、内容や品目を適宜見直す必要があるとされており、今回、最低限別紙のような備品を備えることが適当と示されました。なお、品目、数量等については、学校の種別、規模等に応じて適宜措置するものとなっています。

参考として示されている新旧対照表もご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会への周知方、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 4 日

公益社団法人 日本医師会 御中

文部科学省初等中等教育健康教育・食育課

「保健室の備品等について（通知）」の周知について（依頼）

保健室の備品等の基準については、昭和 33 年 6 月 16 日付け文体保第 55 号体育局長通達「学校保健法および同法施行令等の施行にともなう実施基準について」及び、昭和 61 年 4 月 1 日付け文体保第 105 号体育局長通達「保健室の備品等について」において示しているところですが、このたび、同通達の「4 保健室について」を別添通知のとおり改めました。

つきましては、御了知の上、貴会会員方に周知いただけますようお願いいたします。

本件連絡先：
文部科学省
初等中等局教育局
健康教育・食育課
03-5253-4111（内 2070）

2 文科初第 1633 号
令和 3 年 2 月 3 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
各 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項
の 認 定 を 受 け た 地 方 公 共 団 体 の 長
各 国 公 私 立 大 学 長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 法 人 の 理 事 長 殿
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役
大 学 又 は 高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 理 事 長
放 送 大 学 学 園 理 事 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長

文部科学省初等中等教育局長
瀧 本 寛

保健室の備品等について（通知）

保健室の備品等の基準については、昭和33年6月16日付け文体保第55号体育局長通達「学校保健法および同法施行令等の施行にともなう実施基準について」及び、昭和61年4月1日付け文体保第105号体育局長通達「保健室の備品等について」において示しているところです。学校における保健室の役割は、健康診断や健康相談、保健指導、救急措置など学校保健の中核を担っており、求められる機能や備えるべき備品についても、社会の状況や学校の環境、児童生徒の健康問題等を踏まえ、その内容や品目を適宜見直す必要があります。この度、これらの観点から同通達の「4 保健室について」を下記のとおり改めましたので、この改定を踏まえ、保健室の機能及び備品について整備を図るようお願いします。

なお、関係各位におかれては、所管又は所轄の学校（専修学校及び幼保連携型認定こども園を含む。）に対し周知するとともに、都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事におかれては学校法人等に対して周知されるようお願いします。

記

4 保健室について

- (1) 保健室は、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第7条の規定により、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うために設けられるものであるから、これに応じた設備をすることが必要であること。
- (2) 保健室は、使用に便利で通風、採光の良好な位置に設けるとともに、地域の実態に応じて冷暖房の設備を備えることが必要であること。
- (3) 保健室には、最低限、別紙の備品を備えることが適当であるが、その品目、数量等については、学校の種別、規模等に応じて適宜措置するものとし、例えば、学校環境衛生検査に使用する機器等で、年間の使用頻度が数回程度のものについては、数校の兼用として差し支えないものであること。

< 本件連絡先 >

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課 保健管理係

T E L : 03-5253-4111 (内線 2976)

保健室の備品

区分	品名	区分	品名	区分	品名	区分	品名
一般備品	机(救急処置用、事務用)	健康診断・健康相談用	身長計	救急処置・疾病の予防処置用	体温計	環境衛生用	温湿度計(0.5度目盛又は同等以上のもの)
	いす(救急処置用、事務用)		体重計		ピンセット		風速計
	ベッド		巻尺		ピンセット立て		WBGT(暑さ指数)計
	寝具類及び寝具入れ		国際標準式視力表及び照明装置		剪刀		照度計
	救急処置用寝台及びまくら		遮眼器		膿盆		ガス採取器セット
	脱衣かご		視力検査用指示棒		ガーゼ缶		塵埃計
	長いす(待合用)		色覚異常検査表		消毒盤		騒音計
	器械戸棚		オージオメータ		毛抜き		黒板検査用色票
	器械卓子		額帯鏡		副木、副子		水質検査用器具
	万能つぼ		捲綿子		携帯用救急器具		プール用水温計
	洗面器及び洗面器スタンド		消息子		担架		プール水質検査用器具
	薬品戸棚		耳鏡		マウス・トゥ・マウス用マスク		ダニ検査キット
	書類戸棚		耳鼻科用ピンセット		松葉杖		
	健康関係書類格納庫		鼻鏡		救急処置用踏み台		
	ついたて		咽頭捲綿子		洗眼瓶		
	湯沸器具		舌圧子		洗眼受水器		
	ストップウォッチ		歯鏡		滅菌器(オートクレーブを含む)		
	黒板(ホワイトボードを含む)		歯科用探針		汚物投入器		
	懐中電灯		歯科用ピンセット		氷のう、氷まくら		
	温湿度計		聴診器		電気あんか		
	冷凍冷蔵庫		打診器				
	各種保健教育資料		血圧計				
			照明灯				
			ペンライト				

保健室の備品（新旧対照表）

新		旧	
区分	品名	区分	品名
一般備品	机(救急処置用、事務用)	一般備品	机(救急処置用、事務用)
	いす(救急処置用、事務用)		いす(救急処置用、事務用)
	ベッド		ベッド
	寝具類及び寝具入れ		寝具類及び寝具入れ
	救急処置用寝台及びまくら		救急処置用寝台及びまくら
	脱衣かご		脱衣かご
	長いす(待合用)		長いす(待合用)
	器械戸棚		器械戸棚
	器械卓子		器械卓子
	万能つぼ		万能つぼ
	洗面器及び洗面器スタンド		洗面器及び洗面器スタンド
	薬品戸棚		薬品戸棚
	書類戸棚		書類戸棚
	健康関係書類格納庫		健康診断票格納庫
	ついたて		ついたて
	湯沸器具		湯沸器具
	ストップウォッチ		ストップウォッチ
	黒板(ホワイトボードを含む)		黒板
	懐中電灯		懐中電灯
健康診断・健康相談用	温湿度計	健康診断・健康相談用	温湿度計
	冷凍冷蔵庫		冷蔵庫
	各種保健教育資料		各種保健教育資料
	身長計		身長計
	体重計		体重計
	巻尺		巻尺
			座高計
	国際標準式試視力表及び照明装置		国際標準式試視力表及び照明装置
	遮眼器		遮眼器
	視力検査用指示棒		視力検査用指示棒
	色覚異常検査表		色覚異常検査表
	オージオメータ		オージオメータ＝
	額帯鏡		額帯鏡
	捲綿子		捲綿子
	消息子		消息子
	耳鏡		耳鏡
	耳鼻科用ピンセット		耳鼻科用ピンセット
	鼻鏡		鼻鏡
	咽頭捲綿子		咽頭捲綿子
	舌圧子		舌圧子
	歯鏡		歯鏡
	歯科用探針		歯科用探針
	歯科用ピンセット		歯科用ピンセット
			ツベルタリン反応測定板
	聴診器		聴診器
	打診器		打診器
			肺活量計

			握力計
			背筋力計
	血圧計		血圧計
	照明灯		照明灯
	ペンライト		
救急処置・疾病の 予防処置用	体温計	救急処置・疾病の 予防処置用	体温計
	ピンセット		ピンセット
	ピンセット立て		ピンセット立て
	剪刀		剪刀
	膿盆		膿盆
	ガーゼ缶		ガーゼ缶
	消毒盤		消毒盤
	毛抜き		毛抜き
	副木、副子		副木、副子
	携帯用救急器具		携帯用救急器具
	担架		担架
	マウス・トゥ・マウス用マスク		マウス・トゥ・マウス用マスク
	松葉杖		松葉杖
	救急処置用踏み台		救急処置用踏み台
	洗眼瓶		洗眼瓶
	洗眼受水器		洗眼受水器
環境衛生用	滅菌器(オートクレーブを含む)	環境衛生検査用	滅菌器
	汚物投入器		汚物投入器
	氷のう、氷まくら		氷のう、氷まくら
	電気あんか		電気あんか
	温湿度計(0.5度目盛又は同等以上のもの)		アスマン通風乾湿計
	風速計		カタ温度計
	WBGT(暑さ指数)計		黒球温度計
	照度計		照度計
	ガス採取器セット		ガス検知器
	塵埃計		塵埃計
環境衛生用	騒音計	環境衛生検査用	騒音計
	黒板検査用色票		黒板検査用色票
	水質検査用器具		水質検査用器具
	プール用水温計		プール用水温計
	プール水質検査用器具		プール水質検査用器具
	ダニ検査キット		